

契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について

契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。以下同じ。）について、下記のとおり電子証書等の提出を可能とします。

記

1 対象となる保証の種類及び保証証書

保証の種類	保証証書等	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社 ^{※1}
	公共工事履行保証証券	保険会社
	履行保証保険証券	保険会社
前払金保証	前払金保証証書	保証事業会社 ^{※1}

※1 西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、
北海道建設業信用保証株式会社

2 契約保証における電子証書等の提出方法

(1) 保証事業会社（※1参照）が発行する認証キー等

「認証キー」及び「保証契約番号」が分かる書面を印刷して、契約書締結時に紙媒体で契約課に提出してください。

(2) 保険会社が発行する電子証書

(1)と同様の仕組みが構築されるまでの間は、電子証書を印刷して、契約書締結時に紙媒体で契約課に提出してください。

3 前払金保証における認証キー等の提出方法

「認証キー」及び「保証契約番号」を、電子メール等で担当課に提出してください^{※2}。

※2 送信先のアドレスなど、受渡し方法は、担当課にお問い合わせください。

4 適用対象となる契約

令和5年4月1日以降に契約（仮契約を締結する場合は仮契約）を締結する工事請負契約及び測量・設計等業務委託契約を対象とします。

5 備考

電子証書等の申込みについては、各保証事業会社又は保険会社にお問い合わせください。